

広島県訓令第十三号

農 林 水 産 局

農業協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年九月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

農業協同組合検査規程の一部を改正する訓令

農業協同組合検査規程(昭和三十八年広島県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三條 検査事項及び検査方法 (検査事項及び検査方法) 第三條 検査員は、次に掲げる事項に関し、組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程に違反せず、かつ、事業の健全な運営が確保されているかどうかについて、<u>実地検査(検査対象者の事務所、事業所等に臨検して行う検査をいう。以下同じ。)</u>の方法を原則として、検査を行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は、<u>書面検査(検査対象者の事務所、事業所等に臨検することなく、提出された資料を検証し、電話電子メール等の活用により行う、検査対象者と対面しない検査をいう。以下同じ。)</u>の方法又は<u>実地検査と書面検査を組み合わせた方法</u>により、検査を行うことができるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(検査の講評等) 第十二條 検査員は、検査を終了するに際し、組合の役員に対し検査によつて明らかとなつた事項について講評を行わなければならない。ただし、知事が特に指示した場合は、この限りでない。</p>	<p>第三條 検査事項及び検査方法 (検査事項及び検査方法) 第三條 検査員は、次に掲げる事項に関し、組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程に違反せず、かつ、事業の健全な運営が確保されているかどうかについて、<u>実地検査の方法</u>により、検査を行わなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(検査の講評等) 第十二條 検査員は、検査を終了するに際し、組合の役員に対し検査によつて明らかとなつた事項について口頭で講評を行わなければならない。ただし、知事が特に指示した場合は、この限りでない。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。